

令和3年 第10回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和3年 第10回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和3年11月5日 午後2時8分～午後2時34分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について				
日程第5 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)				
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画 (案) について (令和3年11月10日公告予定分)				
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 佐 藤 衡 一 主事補 佐 藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和3年第10回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さん、ご苦労さまです。11月に入りまして、大体の仕事も終わってきているのではないかと。また、今は片づけなど、大変忙しいのかなと思っております。今日は、ちょっと変則的な時間となっておりますけども、これからこの総会終了後、角和町長との意見交換会が控えております。皆様から出された案件、多数ございますけども、また、追加の案、意見とかありましたらどんどん出していただきたいと思っております。
- 3時から、町長との懇談会がございます。それまででいですね、スムーズな進行していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議長 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議長 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。
- 【なしの声】
- 議長 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番、大場委員、10番、森平委員を指名いたします。

- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1、令和3年10月1日、令和3年第9回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
- 議長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった、■■■■さん外2件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外1筆。地目、登記簿、畑、現況、非農地。面積計2,355㎡です。
土地所有者及び申請者、美瑛町■■■■、■■■■さん、農振農用地区域外、都市計画区域外です。
この土地につきましては、40年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。
この農地につきましては、住宅が建っております。改めて申請をし直すということで、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 ただいま地区担当委員からもご説明ありましたが、この土地に関しましては先ほどですね、現地のほうも確認しております。非農地ということで、問題ないと思われしますので、2班としてはそういう見解でございます。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第1号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第1号、番号1番について、原案どおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 番号2番、土地の表示、字名、[]。地番[]外2
筆。地目、登記簿、田、現況、非農地。面積計 563 m²です。土
地所有者、美瑛町[]、[]さん、申請者、[]
の土地家屋調査士[]事務所、農振農用地区域外、都市計
画区域内です。
この土地につきましては、40年前まで田の利用でしたが、現
在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定して
いるものであります。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であり班長であります
[]委員から補足説明をお願いいたします。
- []委員 ただいま事務局のほうから説明のあったとおりでございませ
て、40年以上前から、田としての利用はないということで、
現況も非農地で良いかと思われます。ここも、先ほど、現地の
ほう確認してございまして、問題ないと思います。
以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第1号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第1号、番号2番について、原案どおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示、字名、[REDACTED]。地番[REDACTED]外11筆。地目、登記簿、田畑、現況、非農地。面積計931㎡です。土地所有者及び申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、農振農用地区域外、都市計画区域外です。
この土地につきましては、現在既に鉄塔が建っており今後農業利用の見込みがなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第1号、番号3番については、すでに鉄塔が建っているため現地調査を省略しております。
- 議 長 これより、議案第1号、番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第2号、番号1番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いします。
番号1番、[REDACTED]（内）1筆、登記簿、畑、現況、原野、面積計988㎡。
所有者及び申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。

以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号1番について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。この土地についても、先ほど確認してまいりました。

現況としては、■■■■の宅地ということで、のり面と畑になっておりまして、畑とかなり段差があるということで、農地としての利用は難しいと考えて除外のほうを進めても良いと思われま

す。以上でございます。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第2号、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 番号2番、■■■■外1筆、登記簿、田畑、現況、原野、面積計274.8㎡。所有者及び申出者、■■■■、■■■■さん、除外目的は現況等を考慮しての除外です。

許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。

以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号2番について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。ここはのり面となっております。今後、農地としての利用が難しいということです。以前にも一度、見に行った場所ではあるんですけども、■■■■さんの原野というのが隣接して

ございまして、そこへ行くための通路がないということで、この熊谷さんの土地を分筆して、今後道路にしたいということもありまして、今回の除外の件となりました。2班としても、見解としては問題ないのではないかと思います。

以上でございます。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第2号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和3年11月10日公告予定分の件を議題とします。
議案第3号、番号1番から番号3番までの件は一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農用地利用集積計画案について、令和3年第10回、令和3年11月10日公告予定分。

■■■■さん、外2件改善組合承認済み、から利用権の設定等所有権の移転3件について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号1番につきましては売り手の規模縮小に伴う売買です。
番号1番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、田2筆、計23,009㎡。■■■■円で10aあたり■■■■円です。

番号2番、3番につきましては、■■■■の買入です。
番号2番、■■■■、■■■■さんから、■■■■への売買、畑5筆、計114,994㎡。■■■■円で10aあたり■■■■円です。

番号3番、■■■■、■■■■さんから、■■■■への売買、畑3筆、計28,585㎡。■■■■円で10aあたり■■■■円です。

以上、設定を受ける者 3件、1名、2法人、
設定をする者 3件、3名。

田2筆 23,009㎡、

畑 8 筆 143,579 m²、
計 10 筆 166,588 m² です。
以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号 1 番から番号 3 番までの件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 3 号、番号 1 番から番号 3 番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和 3 年、第 10 回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 3 年 11 月 5 日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

大 場 男

美瑛町農業委員

森 平 敏 文